

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直轄区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・東京都から防災情報を水防担当部署及び防災担当部署でFAX及びメール等により情報を受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 ・受け取った氾濫危険情報等を直ちに共有し、迅速に次の行動に移行する仕組みの構築が必要である。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。			・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組 ・受信した情報を関係機関に迅速に共有する仕組みの構築を行う。	・東京都からの情報を区長及び関係部署等に迅速かつ正確に伝達できるように現在の仕組みを整備していく。	・令和2年度に東京都と調整し、防災情報を区長への直接送付ではなく業務面を考慮して危機管理室でメールを受ける体制に変更した。引き続き業務的に速やかに対応できるようこの体制を続けていく。			・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
		R6年度 ・東京都からのホットメールを当区の方法により、区長に伝達される仕組みを昨年度に続き運用。	・区の事情により、東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについては、代替手段(防災担当部署でメール及びFAXを受信)を用いている。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築している。	・令和2年度に東京都と調整し、防災情報を区長への直接送付ではなく危機管理室、土木部でFAX、ホットメールを受け取る体制に変更しており、引き続き継続している。			・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)		
	R7年度 ・東京都からのホットメールを当区の方法により、区長に伝達される仕組みを昨年度に続き運用。	・区の事情により、東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについては、代替手段(防災担当部署でメール及びFAXを受信)を用いている。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築している。	・令和2年度に東京都と調整し、防災情報を区長への直接送付ではなく危機管理室、土木部でFAX、ホットメールを受け取る体制に変更しており、引き続き継続している。			・洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、対象の区市に対して直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築し、運用している。(建設局)			
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題 ・避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や氾濫危険情報等の河川情報の伝達後、情報の共有に時間を要する場合がある。 ・区のメール配信サービス等に連動させ、登録制メールで住民等に配信するための仕組みの構築及び配信内容の検討が必要である。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できる仕組みを構築している。	・区長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。				・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画を配信している(建設局)。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後東京都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
R6年度 ・洪水予報河川について、氾濫危険情報は都と気象庁から発表されるが、氾濫警戒情報が発表されない河川について基準をどこに設定するのか検討していく。		・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後東京都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都や気象庁から発表される避難情報の発令判断を支援するための防災気象情報を防災担当部署等で受信できる仕組み(ホットメール、FAX)を構築し、引き続き継続をしている。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに3河川を水位周知河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)			
R7年度 ・洪水予報河川について、氾濫危険情報は都と気象庁から発表されるが、氾濫警戒情報が発表されない河川について基準をどこに設定するのか検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後東京都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都や気象庁から発表される避難情報の発令判断を支援するための防災気象情報を防災担当部署等で受信できる仕組み(ホットメール、FAX)を構築し、引き続き継続をしている。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに1河川を洪水予報河川に指定した。(建設局) ・新たに1河川を水位周知河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)				
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	現状と課題 ・神田川のタイムライン作成を検討している。 ・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討する必要がある。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の詳細な発令基準を定める必要がある。	・石神井川、新河岸川、白子川のタイムライン作成を検討している。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討している。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。 ・避難指示等の判断にあたっては、各河川の水位観測所の水位情報を基準として、都・気象庁などの情報も活用し、総合的に判断する。 ・避難指示等の発令に際し、降雨から水位を予想することが難しい状況の中で、適切なタイミングでの発令判断に課題がある。 ・中小河川である石神井川、白子川のタイムラインによる有効性について検討している。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。			・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・石神井川、新河岸川、白子川のタイムラインを作成する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討する。	・地域防災計画に定めている発令基準等について詳細な発令基準や対象区域の記載について検討していく。 ・多機関連携型、避難指示着目型どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。			・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
	R6年度 ・神田川について、関係部署と連携して避難指示の発令基準を設定し、速やかに避難指示が発令できるように検討していく。	・令和5年度に作成したタイムラインについて、全庁的なさらなる連携強化策を検討している。	・令和2年度に作成をした行政タイムライン(避難情報発令対象区域、発令判断基準含む)について、令和6年7月の水災害を想定した訓練を踏まえて更新をした。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当部署との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。			・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図の改定及び高潮特別警戒水位の再設定を行った(港湾局、建設局)。		
	R7年度 ・神田川について、関係部署と連携して避難指示の発令基準を設定し、速やかに避難指示が発令できるように検討していく。	・令和5年度に作成したタイムラインについて、全庁的なさらなる連携強化策を検討している。 ・板橋区水害避難等対応方針(令和7年6月改定)において、避難指示等の判断基準を踏まえ、自主避難所や緊急一時退避場所の開設に関する基準を整理した。	・令和2年度に作成をした行政タイムライン(避難情報発令対象区域、発令判断基準含む)について、令和6年7月の水災害を想定した訓練を踏まえて更新をした。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当部署との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。 ・令和5年5月下旬からの防災気象情報の見直しに関して、大雨や高潮の危険警報等の発表基準を東京都や区市町村と調整して新たに設定し、関係機関への周知を行っている。			・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・令和5年5月下旬からの防災気象情報の見直しに関して、大雨や高潮の危険警報等の発表基準を東京都や区市町村と調整して新たに設定し、関係機関への周知を行っている。(港湾局、建設局)		

○新四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③水害危険性の周知、IoTを活用した洪水・高潮情報の提供	<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確立し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。</p> <p>・洪水予報、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。</p> <p>※水害危険性の周知平常時における洪水予報の周知と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	<p>・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を確認し、警戒水域に達した場合、サイレンにより周囲に周知している。</p> <p>・その他、必要に応じ、防災無線、登録制メール等により周知を行う。</p>	<p>・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。</p> <p>・情報が住民に確実に伝わっていない。</p> <p>・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線、HP、SNS、防災・緊急情報メール、広報車等で住民へ伝達している。</p>	<p>・防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制配信メール、アラート、フェイスブック、ツイッター</p> <p>・区職員による呼びかけを行っている。</p> <p>・大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声が届かないようすることが課題である。</p> <p>・単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。</p> <p>・外国人居住者への周知が課題である。</p> <p>・迅速に情報発信をするため、人手不足とならない体制等を検討する必要がある。</p> <p>・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。</p>	<p>・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。</p>		<p>・河川の状況やリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。</p> <p>・水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局)</p> <p>・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局)</p> <p>・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>
		<p>・各種媒体を活用し、登録制メール、SNSの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p> <p>・R6年の防災対策システム更新の際に、防災アプリの更新や防災ホームページの作成を実施し、よりわかりやすい情報取得媒体を提供する予定。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p> <p>・外国人居住者への周知が課題である。</p> <p>・迅速に情報発信をするため、人手不足とならない体制等を検討する必要がある。</p> <p>・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。</p>	<p>・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。</p>		<p>・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)</p>	
		<p>訓練G 情報が確実に住民に伝わるように、防災行政無線システムや、広報手段についての見直しを行った。</p>	<p>防災対策支援システムの更新を行い、防災アプリや防災ポータルサイトを作成し、よりわかりやすい情報伝達手段となるよう検討を進めている。</p>	<p>河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報、避難情報等を配信する区HPや、SNS、登録制メールなどの各種媒体について、訓練やイベントなどの機会を活用し、周知・啓発している。</p>	<p>引き続き気象庁ホームページ上でキキル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値等を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施した。</p>		<p>・監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局)</p> <p>・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。(建設局)</p> <p>・都民や高潮防災関係機関等に高潮に関する映像情報を迅速かつ的確に提供することを目的とし、ライブカメラ2台を増設した。(港湾局)</p> <p>・高潮防災総合情報システムについて、職員用機能及び公開用機能の改修を継続的に進めている。(港湾局)</p>	
		<p>情報が住民に確実に伝わるように、今年度新たに区の総合防災システムと各種SNSとの連携を実施している。</p> <p>・来年度以降完成予定の防災アプリと防災ポータルの活用など、情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。</p>	<p>防災アプリや防災ポータルサイト等を活用し、情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。</p>	<p>河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報、避難情報等を配信する区HPや、SNS、登録制メールなどの各種媒体について、訓練やイベントなどの機会を活用し、周知・啓発している。</p>	<p>引き続き気象庁ホームページ上で警報・注意報やキキル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等の防災気象情報を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施していく。</p>		<p>・監視カメラや水位計を増設し、引き続き、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局)</p> <p>・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。(建設局)</p> <p>・高潮防災総合情報システムについて機能改修を継続的に進めている。(港湾局)</p>	
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	<p>・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</p>	<p>・警戒レベルが分かる発表形式で、より効果的な避難勧告等の発表を行う必要がある。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報をもとに、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討・構築した。</p>	<p>・災害種別ごとに様々な情報が発表され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。</p> <p>・警戒レベルが分かる発表形式で、避難指示等の発表を行う必要がある。</p>	<p>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。</p> <p>・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</p>	<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>	
		<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討する。</p>	<p>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。</p> <p>・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</p>		<p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用していく。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>・警戒レベルや防災気象情報についての情報を、訓練などを通して整理した。避難情報発令を適切なタイミングで行えるように今後マニュアルの作成を検討していく。</p>	<p>防災対策支援システムの更新を行い、警戒レベルやハザードマップを活用した発令方法の検討を進めている。</p>	<p>避難情報発令を円滑かつ的確に行えるよう、また、警戒レベルが分かる形式で避難情報を発表できるよう、避難情報の発令マニュアルを作成しており、訓練等機会をとらえて修正を行った。</p>	<p>・防災気象情報の体系整理に係る検討・準備状況について、都道府県に説明を行った。</p> <p>・自治体向けの講習会や担当者打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通じて、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。</p> <p>・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて、令和6年5月27日から、対象地域をこれまでの地方単位から府県単位に絞り込んで発表する改善を行った。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)</p>	
<p>・警戒レベルや防災気象情報についての情報を、訓練などを通して整理した。新しい気象情報についても整理しながら、避難情報発令を適切なタイミングで行えるように今後マニュアルの作成を検討していく。</p>	<p>防災アプリや防災ポータルサイト等を活用し、避難情報発令を円滑かつ的確に行えるよう検討している。</p>	<p>避難情報発令を円滑かつ的確に行えるよう、また、警戒レベルが分かる形式で避難情報を発表できるよう、避難情報の発令マニュアルを作成している。訓練等の機会をとらえて適宜修正を行っている。</p>	<p>・新たな防災気象情報の内容について、機を捉えて東京都や都内区市町村に説明を行った。</p> <p>・自治体向けの講習会や防災担当者との打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通じて、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)</p>			
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>					<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局)</p> <p>・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)</p>	<p>【区市町】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>	
						<p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)</p>		
		<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>						

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。	現状と課題 ・ハザードマップで、浸水予想区域及び避難場所を公表している。	・ハザードマップで避難所を公表している。 ・都管理河川は水位上昇が早いので、隣接区まで避難する余裕はない。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定める必要がある。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認する必要がある。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局、教育庁	
		今後の取組の具体的な ・浸水想定区域が区界にあるため、隣接自治体との連携について検討が必要である。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。				・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区市町村の内水ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)	
		R6年度 ・避難場所を隣接区と共有し、発災時のスムーズな連絡体制の構築を検討していく	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について引き続き検討していく。	・浸水予想区域図を基に、安全な場所にある施設を避難所に指定している。 ・隣接区市の避難所開設状況を練馬区ホームページで区民に周知し、また、隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に入入れる体制を構築している。				・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引続き、区市町村の内水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)	
		R7年度 ・避難場所を隣接区と共有し、発災時のスムーズな連絡体制の構築を検討していく	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・避難場所等について引き続き検討していく。	・浸水予想区域図を基に、安全な場所にある施設を避難所に指定している。 ・隣接区市の避難所開設状況を練馬区ホームページで区民に周知し、また、隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に入入れる体制を構築している。				・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・区において雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。多摩部について引続き、区市町村の内水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・新たに設置した都内自治体や関係機関を構成員等とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」において、都の広域避難計画である「東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」の策定に向けた検討を進めている。(総務局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)	
⑤要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況、訓練の実施状況の確認	現状と課題 ・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・特に池袋駅地下街における浸水防止対策について、東京都地下街浸水防止対策協議会池袋部会を中心に計画・訓練の状況を把握する。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要している。 ・避難確保計画未作成の施設へ講習会を実施している。 ・地下街については該当なし。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握している。 ・隣接区市の避難所開設状況を練馬区ホームページで区民に周知し、また、隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に入入れる体制を構築している。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・区市町村の私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉局、保健医療局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉局、保健医療局、教育庁、生活文化局、都市整備局(一、二、三、四、六建管内のみ)	
		今後の取組の具体的な ・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。				・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉局、保健医療局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区市町村の内水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)	
		R6年度 ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。	・浸水が予想される区域の要配慮者利用施設を再確認し、地域防災計画に定めた。 ・令和7年1月末時点で避難確保計画作成率97%、訓練実施率50%であり、引き続き避難確保計画作成及び避難訓練の実施・報告を促す通知を行っている。	・洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めている。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を呼びかけた。 ・新たに対象となった2施設に対して、避難確保計画の作成と訓練の実施について説明を行った。 ・地域防災計画に定めた施設の計画作成率、訓練実施率は95%を達成した。	・各自体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、防災気象情報の活用方法について説明会を実施している。			・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、調査を実施し、結果を取りまとめて情報の共有を行った。(建設局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づき情報伝達訓練を実施した。また、各地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、新橋地区・有楽町地区の訓練では、避難誘導の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催した。(都市整備局) ・避難経路の精査については、八重洲地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイン等でも上映した。(都市整備局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化・スポーツ局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局)	
R7年度 ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。	・浸水が予想される区域の要配慮者利用施設を再確認し、地域防災計画に定めた。 ・令和7年1月末時点で避難確保計画作成率97%、訓練実施率50%であり、引き続き避難確保計画作成及び避難訓練の実施・報告を促す通知を行っている。	・洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めている。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を呼びかけた。	・各自体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明会を実施する予定。			・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、調査を実施し、結果を取りまとめて情報の共有を行った。(建設局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水等のハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づき情報伝達訓練を実施した。また、各地区では、地下街等の施設管理者と共同訓練を行った上で、実働訓練の実施を促し、浸水への備えを強化した。(都市整備局) ・さらに新橋東地区及び大手町地区では、小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催し、水害に対する意識啓発の促進を図るとともに、施設管理者と発災時の避難行動の実効性を高める誘導を行った。(都市整備局) ・平成20年に策定した東京都地下空間浸水対策ガイドラインについて、気候変動の影響や地下空間を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、今日技術開発の進展が自管まじいICT技術等を活用した事例も含めた内容に改定し、半地下を含む地下室又は地下駐車場を有する中小ビルや個人住宅の所有者、大規模地下街等の管理者等が、安全な地下空間を確保するための指針とした。(都市整備局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)			

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		豊島区		板橋区		練馬区		気象庁東京管区气象台		関東地方整備局		東京都		取組機関	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容														
⑨想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有		現状と課題											・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成する必要がある(建設局、下水道局)。	【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局 【市町村】 市町村のみが対象 (下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)	
		今後の具体的な取組											・引続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(下水道局) ・引続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(下水道局) ・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。		
		R6年度											・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成し指定・公表した。(建設局) ・引続き雨水出水浸水想定区域図を作成。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)		
		R7年度											・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を指定・公表済である。(建設局) ・区部について水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)		
⑩水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、区ホームページへの掲載及び区窓口において配付する等により公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表する浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページ等で公表している。 ・住民への効果的な周知方法について検討を進める。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成しホームページで公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、練馬区の拡大図を既存のハザードマップに挟み込むことにより対応する。今後、石神井川・白子川流域における想定最大規模降雨量の浸水予想区域図が公表された際は、既存のハザードマップの更新を行う。							・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局		
		今後の具体的な取組	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民への効果的な周知方法について検討を進める。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、練馬区の拡大図を既存のハザードマップに挟み込むことにより対応する。今後、石神井川・白子川流域における想定最大規模降雨量の浸水予想区域図が公表された際は、既存のハザードマップの更新を行う。						・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)				
		R6年度	・ハザードマップを最新の内容に更新した。また、より広くハザードマップを周知するため掲載する情報の更新等、より住民目線の効果的な方法について検討していく。	・区内全世帯を対象とした防災用品等配付事業の実施に併せて「防災ガイドブック」を同封し、改めて水害発生時の行動とハザードマップを確認するよう周知を行った。 ・令和7年度に各種ハザードマップの改定を予定しているため、現状のハザードマップをさらにわかりやすいものに改良できるよう検討している。	・「江古田川が氾濫した場合に浸水が想定される区域が、水防法上の「洪水浸水想定区域」に指定されたことを受け、水害ハザードマップを修正した。 ・出水期前に水害リスクの高い地域の世帯へ区職員が個別訪問し、該当区域の浸水深や近くの避難所を記載したチラシを渡しながら注意喚起をした。また、広報誌や訓練、イベントなどの機会を活用し、水害ハザードマップにより水害リスクを周知した。				・引続き市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)						
		R7年度	・ハザードマップを最新の内容に更新した。また、より広くハザードマップを周知するため掲載する情報の更新等、より住民目線の効果的な方法について検討していく。	・令和7年12月に各種ハザードマップの更新を行った。 ・住民へハザードマップと防災ガイド(水害発生時の行動等)を記載された冊子を全戸配布を行い、周知を行った。	・出水期前に水害リスクの高い地域の世帯へ区職員が個別訪問し、該当区域の浸水深や近くの避難所を記載したチラシを渡しながら注意喚起をした。また、広報誌や訓練、イベントなどの機会を活用し、水害ハザードマップにより水害リスクを周知した。 ・ハザードマップに示している情報の取得が困難な視覚障害者が、耳で聴いてわかるように音声で読み上げるサービス(耳で聴くハザードマップ)の運用を開始した。				・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)						
⑪まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。	・他区市町村の取組事例等を参考に、実施を検討していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。							・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局		
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例等を参考に、実施を検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。							・引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)			
		R6年度	・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き取組の実施について検討していく。	・荒川氾濫時に浸水が想定される区域に立地する区立施設及び電柱に、想定浸水深を表示した浸水深表示板を設置した。(電柱への看板設置については令和6年度～令和8年度にかけて実施予定)	・作成の予定はないが、他区市町村の取組事例の状況を注視していく。	0			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)						
		R7年度	・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き取組の実施について検討していく。	・荒川氾濫時に浸水が想定される区域に立地する電柱に、想定浸水深を表示した浸水深表示板を設置した。(表示板設置については令和6年度～令和8年度にかけて実施予定)	・作成の予定はないが、他区市町村の取組事例の状況を注視していく。				・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)						

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題	・窓口で浸水実績を閲覧可能としている。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページ、窓口で浸水(道路冠水)履歴を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページ、窓口で浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。		・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。		・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R6年度	・近隣区での取り組みを参考に、水防を担当している土木部署とより多くの住民へ周知する方法を協議、検討していく。	・浸水実績をホームページ、窓口にて公表した。	・引き続き、浸水実績をホームページに公表している。		・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの運用開始を予定している。(建設局)	
		R7年度	・近隣区での取り組みを参考に、水防を担当している土木部署とより多くの住民へ周知する方法を協議、検討していく。	・浸水実績をホームページ、窓口にて公表した。	・引き続き、浸水実績をホームページに公表する。		・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムを公開し、運用している。(建設局)	
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。		現状と課題	・近隣区などの取り組みを参考に、住民に対して、水害リスクに関する周知を検討している。	・東京都管理河川を対象としての避難確保計画は未作成。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を水害リスクの高い地域に対し配布した。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・東京都管理河川を対象とした個別の避難確保計画の作成について検討を進める。	・区で発行する防災普及冊子に東京マイタイムラインの要素を反映し、全戸配布を行う。		・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナーを通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)	
		R6年度	・福祉部福祉総務課において、個別避難計画作成意向調査を実施し、自己作成した個別避難計画を集約するとともに、計画の作成支援を希望する避難行動要支援者の把握を行った。 ・大正大学との共同研究事業として、水害リスクが高い地域を中心に、わが家の避難計画(個別避難計画)の作成体験ワークショップを開催し、地域における防災リテラシーの向上を図るとともに、個別避難計画の周知を行った。	区内18地区の地区別防災マニュアル策定に向けて町会・自治会等が主体となったワークショップの開催支援を行っている。	・全戸配布および転入者配布している水害ハザードマップ・防災の手引にて、マイタイムラインの紹介をしている。 ・水害リスクの高い地域で住民と協働で作成した「地域別防災マップ」の取り組みの中で、住民と一緒に街歩きを行い、地域リスクや避難経路の確認、マイ・タイムラインの普及啓発を行っている。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、電車内広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
		R7年度	・大正大学との共同研究で、町会・自治会役員を対象に、個別避難計画作成に関する説明会を開催し地域における個別避難計画の理解促進と避難支援者への協力を依頼。 ・個別避難計画の自己作成が難しい避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成について、介護サービス事業者団体への作成支援委託契約を行い、委託による作成支援を実施。	区内18地区の地区別防災マニュアル策定に向けて町会・自治会等が主体となったワークショップの開催支援を行っている。	・全戸配布および転入者配布している水害ハザードマップ・防災の手引にて、マイタイムラインの紹介をしている。 ・水害リスクの高い地域で住民と協働で作成した「地域別防災マップ」の取り組みの中で、住民と一緒に街歩きを行い、地域リスクや避難経路の確認、マイ・タイムラインの普及啓発を行っている。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、SNS広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
②自助・共助の仕組みの強化		現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について取組を進めている。 ・出水期前に避難行動要支援者に対し避難等についてのチラシを送付し、早期避難についての呼びかけを実施している。	水害リスクの高い地域で自力避難できない方を対象に、水災害時避難行動要支援者名簿を作成し、大雨・台風時には情報提供を行っている。 ・水災害に関する講話を実施し、水害リスクに関する周知を図っている。		・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉局
		今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・区施設へハザードマップを配備し、水害リスクの周知を図っていく。	引き続き災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について取組を進めていく。	出水期前に水害リスクの高い地域にピラまきを行っており、対象者へ登録勧奨を進めていく。 ・水災害に関する講話を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。		引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉局)	
		R6年度	・個別避難計画の作成支援を希望する避難行動要支援者のうち、水害リスクの高い地域にお住まいの方を優先して委託による作成支援を進めた。 ・町会等の地域防災組織への研修や、区民や避難関係者支援者向けのワークショップ等の場を活用し、ハザードマップの周知等を行った。	・年2回更新、作成を行っており、地域支援者に名簿を提供している。 ・昨年度から対象エリアを拡大し、引き続き水害リスクの高い地域に居住している避難行動要支援者の個別避難計画を作成している。	・台風接近時に個別避難計画を作成した避難行動要支援者の避難先となる福祉避難所7か所の開設・運営を想定した図上訓練を実施した。 ・台風接近時に避難支援が必要な避難行動要支援者の個別避難計画を作成・更新した。 ・出水期前に水害リスクの高い地域にチラシを配り、対象者へ水災害時避難行動要支援者名簿への登録勧奨を行った。 ・福祉部と共に、避難行動要支援者名簿を使用し避難行動要支援者宅を伺う安否確認訓練を実施する。	・東京都社会福祉協議会と連携し、「防災気象情報」の利活用説明会を地域ブロックごとに実施中。(令和6年度は八王子、城南、城西 北北)	区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)	
R7年度	・大正大学との共同研究で、高田地区における福祉・防災コミュニティづくりを牽引し、神田川の洪水を想定した段ボールシオラムの作成や、防災まち歩きに向けた防災講座を実施。	・年2回更新、作成を行っており、地域支援者に名簿を提供している。 ・昨年度から対象エリアを拡大し、引き続き水害リスクの高い地域に居住している避難行動要支援者の個別避難計画を作成している。	【区民防災課】・台風接近時に個別避難計画を作成した避難行動要支援者の避難先となる福祉避難所7か所の開設・運営を想定した図上訓練を実施した。 ・台風接近時に避難支援が必要な避難行動要支援者の個別避難計画を作成・更新した。 ・出水期前に水害リスクの高い地域にチラシを配り、対象者へ水災害時避難行動要支援者名簿への登録勧奨を行った。 ・福祉部と共に、避難行動要支援者名簿を使用し避難行動要支援者宅を伺う安否確認訓練を実施する。 【福祉部】 ・台風接近時に個別避難計画を作成した避難行動要支援者の避難先となる福祉避難所7か所の開設・運営を想定した図上訓練を実施した。 ・台風接近時に避難支援が必要な避難行動要支援者の個別避難計画を作成・更新した。	・東京都社会福祉協議会と連携し、機を捉えて令和8年6月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明する予定。	区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)			

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」								
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩自動・共助の仕組みの強化	○地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題 ・防災士取得のための助成を行っている。 ・女性の視点からの防災講座を実施した。	・住民に対する水害ワーキングセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	水害リスクの高いエリアに対し、出水期前に戸別訪問し、水害リスクに関する周知を図っている。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の具体的な取組 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を検討していく。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方を検討していく。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)	
		R6年度 ・防災士の助成事業を行っており、区の防災行政等についての勉強会を実施し、防災リーダーの育成を図っている。 ・令和6年12月に女性防災リーダーの育成のための講座を実施予定である。令和7年度以降は、女性防災リーダーの本格運用を開始できるよう努める。	令和6年度より3か年かけ、水害対策を追加した地域別防災対策マニュアルの更新を行う。 これにあたり、区は地域住民などが参加するワークショップの実施を支援し、地域の水害リスクの共有と共助の体制について学機会を提供する。	・防災学習センターで実施している「ねりま防災カレッジ事業」の講座等を通じて、区民の水害に対する意識の向上に取り組んでいる。 ・水害リスクの高い地域で住民と協働で作成した「地域別防災マップ」の作成を通じて、地域ごとの災害リスクに即した訓練の実施に取り組んでいる。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局)	
		R7年度 ・防災士、女性防災リーダーの育成を行っている。女性防災リーダー向けの勉強会なども実施。	令和6年度より3か年かけ、水害対策を追加した地域別防災対策マニュアルの更新を行う。 これにあたり、区は地域住民などが参加するワークショップの実施を支援し、地域の水害リスクの共有と共助の体制について学機会を提供する。	・防災学習センターで実施している「ねりま防災カレッジ事業」の講座等を通じて、区民の水害に対する意識の向上に取り組んでいる。 ・水害リスクの高い地域で住民と協働で作成した「地域別防災マップ」の作成を通じて、地域ごとの災害リスクに即した訓練の実施に取り組んでいる。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局)	
⑪住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題 ・毎年、集中豪雨のシーズン前である6月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	R47に、いたばしコミュニティ防災新河岸地区の活動において、住民主催による水害時避難訓練を行った。避難手段として、民間の輸送事業者を活用することで自分たちで避難手段を用意しようと取り組んでいる点が自助共助の取組として評価できるものであり、区内に広げていきたい。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・関係機関と連携し、多くの住民が参加する訓練を検討していく。	住民と事業者の約束を毎年確認する意味も込め、訓練が毎年行えるよう区として支援していきたい。 避難訓練で得た経験は、避難ルールブック作成に反映させていく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
		R6年度 ・通年で計17回住民参加型の避難所開設・運営訓練を実施している。施設的安全点検要領、避難者受け入れ要領など実践的な訓練内容を実施している。	R73に防災関係機関及び住民が一体となって訓練を実施予定。	・訓練の機会を捉え、住民の訓練参加を促進し、住民の避難訓練を実施した。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示 ・6月28日 東京都風水害園上訓練 気象講義 ・8月6日 練馬区災害対策本部設置訓練 気象講演 ・10月20日 清瀬市総合防災訓練 プース展示 ・10月22日 東京都風水害園上訓練 気象講義 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 プース展示・実験 ・11月14日 東京都園上防災訓練(南海トラフ) 解説		0 ・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して園上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
		R7年度 ・救護センター(避難所)開設運営訓練を全箇所で開催している。今年度から、小中学校保護者にも訓練参加を促している。	R83に防災関係機関及び住民が一体となって訓練を実施予定。	・訓練の機会を捉え、住民の訓練参加を促進し、住民の避難訓練を実施した。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知・広報を行った。 ・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練 ・8月31日 東京都・羽村市・日の出町総合防災訓練 ・9月28日 千代田区防災フェスタ ・10月5日 八丈町防災訓練 ・11月1日 杉並区総合防災訓練 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 ・11月15日 東京都・新島村総合防災訓練 ・11月16日 三鷹市総合防災訓練		・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して園上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
⑫防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小中学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題 ・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・小中学校等における防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・生活指導担当者を対象とした研修会等で指導のポイントの助言、学校で活用できる資料や関係機関の取組の紹介等を行っている。 ・理科・社会科等教科の学習を通じた指導の充実をこれまで以上に図っていく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。 ・東京都教育庁との連携を模索して、教育庁教育指導課を訪問したが、具体的な成果はなかった。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化局、総務局
		今後の具体的な取組 ・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・引き続き、関係機関との連携を図りながら、学校における防災教育が充実するよう働きかけていく。 ・学習指導要領社会科・理科等における、防災教育に関連する内容やその取扱いについて、教員に情報発信していく。 ・小中学校に対し、東京都作成の「防災ノート」や「東京マイタイムライン」等防災副読本の活用推進を呼びかけている。	引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
		R6年度 ・防災教育として、小中学校や都立高校等へ出前講座を実施している。	板橋区内の全小中学校に対し、水害を含む防災教育の一環として活用できる防災ツールを取りまとめたリーフレットの作成及び配布を行った。	・関係部署と連携し、小中学校等へ防災教育に関わる出前講座を実施している。 ・次年度以降の小中学校へへの出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。 【教育指導課】 ・学校安全計画の中に防災教育を位置付け、各小中学校が年間を通して防災教育を実施するよう働きかけている。 ・関係部署と連携し、小中学校等へ防災教育に関わる出前講座を実施している。 ・次年度以降の小中学校へへの出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。 ・学習指導要領社会科・理科等における、防災教育に関連する内容やその取扱いについて、教員に情報発信していく。 ・小中学校に対し、東京都作成の「防災ノート」や「東京マイタイムライン」等防災副読本の活用推進を呼びかけている。	・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学・気象の館」を7月26日～27日に実施。小学4年から6年生13人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区都の北学園に対する防災教育を11月19日に実施。実験展示等を通じた普及啓発を行った。 ・北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・瑞穂町教育委員会と連携し、瑞穂第一、第三、第四小中学校の3校において気象防災に関する授業を行った。 ・東久留米市立小山小学校、渋谷区立幡代小学校、世田谷区立代田小学校、台東区立谷子どもクラブ、アスク浅草橋子どもクラブにおいて気象防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、使い方方を説明した。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイタイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイタイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)	
		R7年度 ・区内小中学校において、出前講座を実施し、日頃の備えなど普及啓発を行った。	R75月に区内小中学校(児童、先生、保護者)及び周辺町会・自治会員が参加し、水害に関する防災教育を実施した。 R82月に、同様に小中学校及び周辺町会、住民の参加する防災教育を実施する。	【教育指導課】 ・学校安全計画の中に防災教育を位置付け、各小中学校が年間を通して防災教育を実施するよう働きかけている。 ・関係部署と連携し、小中学校等へ防災教育に関わる出前講座を実施している。 ・学習指導要領社会科・理科等における、防災教育に関連する内容やその取扱いについて、教員に情報発信していく。 【区民防災課】 ・関係部署と連携し、小中学校等へ防災教育に関わる出前講座を実施している。 ・次年度以降の小中学校へへの出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。	・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学・気象の館」を7月25日～26日に実施。小学4年から6年生14人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区立都の北学園に対する防災減災教育を6月13日に実施。実験展示等を通じた普及啓発を行った。 ・11月20日、北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・東久留米市立小山小学校、墨田区立押上小学校、啓明学園中学校において気象防災、地震防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、使い方方を説明した。 ・全国・東京都学校安全研究会の大会会場校となっている調布市立富士見台小学校において研究授業の授業作成等に協力し、ゲストティーチャーとして、台風防災、火山防災、マイタイムライン作成についての授業を実施した。 ・東京都立紅葉川高校の地理科教諭と共同で、「地理総合・防災分野」の指導案を作成し、授業を実施した。 ・清瀬市立第十小学校・第五中学校避難所運営委員会主催の防災フェスティルに出展して、気象防災に関する普及啓発を行った。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイタイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイタイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)	

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目		東京都管理河川を対象とした取組内容		豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑤水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国土省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計（危機管理型を含む）、河川監視用カメラの配置検討と設置状況（設置予定含む）を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。	現状と課題	・神田川（曙橋）に、水位計や河川監視用カメラ等を設置している。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している箇所の必要性を検討する必要がある。				河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。（建設局） 狭いスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。（建設局） ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。（交通局） ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。（水道局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		今後の具体的な取組	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討をすすめる。	・水位計、河川監視用カメラの配置について増設を検討していく。				・実施主体間での設置予定情報や事例の共有（建設局） ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。（交通局） ・放流警報装置（サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等）の点検整備等を確実にしていく。（水道局）	
		R6年度	・神田川についてのみ水位計（危機管理型を含む）及び河川監視用カメラを設置し運用中。	引き続き、水位計、河川監視用カメラの適切な維持管理を実施していく。	引き続き、水位計、河川監視用カメラの適切な維持管理を実施していく。				・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。（建設局） ・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。（建設局） ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。（交通局） ・引き続き放流警報装置（サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等）の点検整備等を確実にしていく。（水道局）	
		R7年度	・神田川についてのみ水位計（危機管理型を含む）及び河川監視用カメラを設置し運用中。	引き続き、水位計、河川監視用カメラの適切な維持管理を実施していく。	引き続き、水位計、河川監視用カメラの適切な維持管理を実施していく。				・河川監視カメラや水位計の増設を行い、今後も引き続き増設について検討していく。（建設局） ・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。（建設局） ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。（交通局） ・引き続き放流警報装置（サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等）の点検整備等を確実にしていく。（水道局）	

2)的確な水防活動のための取組
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目		東京都管理河川を対象とした取組内容		豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑥水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	現状と課題	・水防資機材の保管倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に河川管理者、消防機関と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には河川管理施設等を点検するため、河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。				・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。（建設局） ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。（建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加する。 ・適宜、水防資機材の更新を実施する。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。				・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。（建設局） ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。（建設局）	
		R6年度	・水防資機材の点検実施。 ・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の協同点検に参加。	・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。				・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。（建設局） ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。（建設局） ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。（建設局）	
		R7年度	・水防資機材の点検実施。 ・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の協同点検に参加。	・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。				・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。（建設局） ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。（建設局） ・新たに大容量型移動式排水ポンプ車を1台整備し、円滑な水防活動が実施できるように操作訓練の実施に向けて調整を行った。（建設局）	
⑦水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。	現状と課題	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。			・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。	・建設事務所（西建を除く）に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。（建設局） ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。（建設局） ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。（総務局） ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。（総務局、建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局
		今後の具体的な取組	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関の参加等による訓練を検討する。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。			・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。（総務局） ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。（建設局）		
		R6年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。区では、模擬災害対策本部を立ち上げ、より実践に即した訓練を実施した。	河川数にて多様な関係機関が参加する水防訓練を実施した。	・警察、消防等の関係機関と連携し、住民参加型の水防訓練を実施した。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示 ・6月28日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・10月22日 東京都風水害図上訓練 気象講義 (水防以外も含む訓練参加) ・8月6日 練馬区災害対策本部設置訓練 気象講演 ・10月20日 清瀬市総合防災訓練 プース展示 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 プース展示・実験 ・11月14日 東京都図上防災訓練(南海トラフ) ・12月26日 江東5区広域避難情報発令の図上訓練			・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して図上訓練を実施した。（総務局） ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。（建設局） ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した（建設局）	
		R7年度	・水防訓練について、実践的な水防法を行う他、時系列を考慮した訓練を行っている。	小学校跡地にて多様な関係機関が参加する水防訓練を実施した。	・警察、消防等の関係機関と連携し、住民参加型の水防訓練を実施した。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知・広報や関係機関との連携強化に係る取組を行った。 ・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練 ・5月27日 東京都風水害図上訓練 ・7月23日 練馬区風水害リスクマネジメント研修 ・12月24日 江東5区広域避難対応の図上訓練			・超大型で猛烈な台風接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。（総務局） ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練を実施した。（建設局） ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参加した。（建設局）	

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑧水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題	・ホームページ等を通じて、水防にかかる備えについて広報を充実していく。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集している。 ・水防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の充実を図っていく。	・ホームページや区報等を通じて、水防に関する広報を実施している。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・引き続き、消防署や消防団と連携し、団員の募集を行う。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行う。	・引き続き、ホームページや区報等を通じて、水防に関する広報を実施していく。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
		R6年度	・引き続き消防署と連携し、区ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・ホームページや区報等を通じて、消防団員募集の広報を実施した。			・東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
		R7年度	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・ホームページや区報等を通じて、消防団員募集の広報を実施した。 ・消防署が実施する広報活動に関しても、区役所庁舎内で広報物の掲示を行うなど、区として協力した。			・危機管理産業展への参加や東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
⑨水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	現状と課題	・消防団が実施する事業等に対し、費用を助成している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・洪水氾濫発生時には、より確実な水防活動が実施できる様、毎年実施している水防訓練に区内3消防団も参加し連携を図っている。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、水防訓練の中で、消防団を含む関係機関との連携、協力体制を図っていく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R6年度	・引き続き区と消防署の水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図った。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R7年度	・水防訓練時に消防団等が中心となり、水害時を想定した水防工法の確認を行っている。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図った。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署の実施する水防工法の訓練を通じて連携体制を強化している。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑩災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を把握する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題	・浸水予想区域内における災害拠点病院の立地状況を確認した。 ・災害拠点病院への迅速かつ確実な情報伝達が課題。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。具体的には、固定電話・FAX・無線・衛星携帯電話・EMISなどを通じて情報伝達を行う。さらに、それぞれの機器を担当者不在時であっても複数人が対応できるよう日常の訓練を通して実施している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		R6年度	・区域内の災害拠点病院との状況を確認し、引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。 ・区内の災害拠点病院とは、無線の定期通信訓練等により、迅速かつ確実な情報伝達を行うことができるよう体制を整えている。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R7年度	・区域内の災害拠点病院との状況を確認し、引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。 ・区内の災害拠点病院とは、無線の定期通信訓練等により、迅速かつ確実な情報伝達を行うことができるよう体制を整えている。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
②洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能確保のために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・排水ポンプ等を用意している。	・区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	・止水用の防潮板を設置し、地下駐車場区庁舎への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	・引き続き、配備している排水ポンプ等の維持管理を実施。 ・浸水予想区域図等が更新された場合は、ハザードマップ等の見直しを行う。	・区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて対策を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		R6年度	・引き続き、配備している排水ポンプ等の維持管理を実施。	・区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	・浸水被害が想定される際には、中央管理室(設備担当)や警備、駐車場などの委託業者と浸水への対応について連絡調整をしている。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災对本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・下水道施設について、高潮、津波、外水はん溢、内水はん溢に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)	
		R7年度	・引き続き、配備している排水ポンプ等の維持管理を実施。	・区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	・浸水被害が想定される際には、中央管理室(設備担当)や警備、駐車場などの委託業者と浸水への対応について連絡調整をしている。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災对本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん溢、内水はん溢に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)	

3) 氾濫水の排水に関する取組
氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
②排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題	・排水ポンプを整備している	・排水ポンプ等の資器材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組	・配備している資機材等について、定期的な点検をし、維持管理を行う。	・配備している資器材等について、定期的な点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R6年度	・配備している資機材について定期的な点検し、適切な維持管理を行っている。	・引き続き、排水ポンプ等の資器材について維持管理を実施。	・区民防災組織に配備している軽可搬ポンプ(排水機能を有している)の更新を行った。 ・配備しているポンプの操作大会などを行うことで、操作技術の習熟に努めている。 ・配備している資器材については定期的な点検し、適切な維持管理を行っている。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・揚水機能等の下水道機能を確保するため、高潮、津波、外水はん溢、内水はん溢に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を実施(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づく、図上訓練を実施した。(建設局)	
		R7年度	・配備している資機材について定期的な点検し、適切な維持管理を行っている。	・引き続き、排水ポンプ等の資器材について維持管理を実施。	・区民防災組織に配備している軽可搬ポンプ(排水機能を有している)の更新を行った。 ・配備しているポンプの操作大会などを行うことで、操作技術の習熟に努めている。 ・配備している資器材については定期的な点検し、適切な維持管理を行っている。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん溢、内水はん溢に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づく図上訓練を実施した。(建設局)	

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

4)その他の取組

その他の事項		豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
②堤防など河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状と課題	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。			【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。				・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)
		R6年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。				・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)
		R7年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。				・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)
③樋門、樋管等の施設の適度な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の適度な運用体制を検討する。	現状と課題						【東京都】 建設局、下水道局	
		今後の具体的な取組							・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるように対策済(下水道局)
		R6年度							・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)
R7年度							・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)		
④水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題						【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組							・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるとまことハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)
		R6年度							・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまことハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)
R7年度							・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまことハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)		

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑤適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題						・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局、下水道局)	【東京都】 住宅政策本部、建設局、下水道局
		今後の具体的な取組						・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
		R6年度						・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
		R7年度						・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
⑥災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。		・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。		引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		R6年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署への共有を行った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署へ共有した。	・国、東京都、その他関係機関から提供を受けた各研修会や訓練等を通じて、災害対応力の向上に努めている。	・講習・講演会等について、東京都防災気象講習会(4月23日)、東京都総合土砂災害推進連絡会(5月21日)、東京湾台風等対策協議会(6月25日)、東京都国民保護協議会(10月29日)において講演や解説を行った。 ・自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月28日【土砂】、6月5日【洪水】、2月4日予定【土砂】)。 ・東京都が主催する図上訓練(6月28日、10月22日、11月14日)に参加し、気象・地震の解説を行った。 ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		R7年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署への共有を行った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署へ共有した。	・国、東京都、その他関係機関から提供を受けた各研修会や訓練等を通じて、災害対応力の向上に努めている。	・都内自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月22日、5月28日、2月16日予定)。 ・江東区を対象に気象防災ワークショップを行った。(8月14日) ・東京都風水害図上訓練に参加し、気象解説を行った。(5月27日) ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修の充実に向けて、引き続き改善していく。(建設局)	
⑦災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R6年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・DISの操作訓練や、東京都の図上訓練に参加することで、DISの習熟に努めた。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・東京都のDIS説明アーカイブ配信等を用いて、職員の習熟に努めている。	・台風等の対応の際には、DISにて態勢や被害状況の報告を迅速に行った。 ・平時からDIS操作訓練を行い、DISの操作の習熟に努めている。			引き続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
		R7年度	風水害時にはDISで災害情報を迅速に共有した。 災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり操作訓練を実施したりし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・東京都のDIS説明アーカイブ配信等を用いて、職員の習熟に努めている。	・台風等の対応の際には、DISにて態勢や被害状況の報告を迅速に行った。 ・平時からDIS操作訓練を行い、DISの操作の習熟に努めている。			引き続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
⑧地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題					・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和7年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】	
		今後の具体的な取組							・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。
		R6年度							・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。
		R7年度							・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。 ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系(東京都)の減災に関わる取組方針が今年で第2期(令和3～令和7年)の最終年を迎えたことを踏まえ、第3期(令和8～令和12年)に向けた減災に係る取組方針の改定を行った。 ・要配慮者利用施設における水害時の避難訓練実施促進に向けたパンフレットを作成、公表した。